

○ 金融分野ガイドライン（案）における新たな機微（センシティブ）情報の対象範囲

	現行の機微情報 （現行の金融分野ガイドライン 第6条第1項）	要配慮個人情報 （改正個人情報保護法第2条第3項 ・同施行令第2条）	新たな機微情報 （金融分野ガイドライン（案） 第5条第1項）
①現行の機微情報 ＝要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・人種 ・民族 ・犯罪歴 ・信教（宗教、思想及び信条） ・政治的見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・人種 ※人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。 ・犯罪の経歴 ・信条 ※個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人種 ・犯罪の経歴 ・信条
②現行の機微情報 >要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療 ※例えば、医師等の診断等によらず、自己判断により市販薬を服用しているといったケースを含み、要配慮個人情報より対象が広い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病歴 ・身体障害、知的障害、精神障害等（令第2条第1号） ・健康診断等の結果（令第2条第2号） ・医師等による保健指導・診療・調剤（令第2条第3号） 	<ul style="list-style-type: none"> （保健医療） ・病歴 ・身体障害、知的障害、精神障害等 ・健康診断等の結果 ・医師等による保健指導・診療・調剤 ・その他（例えば、医師等の診断等によらず、自己判断により市販薬を服用しているといったケース）
③要配慮個人情報 のみ		<ul style="list-style-type: none"> ・社会的身分 ・犯罪により害を被った事実 ・刑事事件に関する手続（令第2条第4号） ・少年の保護事件に関する手続（令第2条第5号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的身分 ・犯罪により害を被った事実 ・刑事事件に関する手続 ・少年の保護事件に関する手続
④現行の機微情報のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合への加盟 ・門地 ・本籍地 ・性生活 		<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合への加盟 ・門地 ・本籍地 ・性生活

★金融分野ガイドライン（案）における新たな機微（センシティブ）情報の定義【金融分野ガイドライン（案）第5条第1項より抜粋】

法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）